

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)

1. 利用者に関する情報の適正な取扱い関係

○ 意見募集期間:令和4年9月 27 日(火)～同年 10 月 26 日(水)

○ 意見提出数:6件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	アジアインターネット日本連盟
2	日本電信電話株式会社
3	在日米国商工会議所
4	ソフトバンク株式会社
5	グーグル合同会社
6	個人(1件)

1. 特定利用者情報の適正な取扱い関係		
意見	考え方	案の修正の有無
1.1 規制対象事業者の範囲(施行規則案第22条の2の20関係)		
意見1-1-1 電気通信事業を営む者等を広く対象とするべき		
しかしながら、本省令案では、規律の適用対象を、「無料の電気通信役務に関しては、利用者数1,000万人以上」「有料の電気通信役務に関しては、利用者数500万人以上」を有する電気通信役務を提供する電気通信事業者に限定しようとしています。利用者の目線に立てば、提供事業者の大小は関係なく、広く安心してサービスを利用できる環境が求められていると考えられ、当該規律は幅広く適用されるべきと考えます。 【日本電信電話株式会社】 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者について、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループにおいて一部の構成員からも閾値に対する否定的な見解があったように、登録電気通信事業者は全て対象とすべきと考えます。電気通信事業者には、その高い公共性から、電気通信役務の円滑な提供や利用者の利益の保護が求められる観点で、高いガバナンスが求められていると理解しています。利用者から見た安心安全、プライバシーの確保に、事業者の規模、一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準は関係ありません。高い公共性が求められるその質で基準を設けるべきです。 有料500万以上の基準が追加されたことは一定の評価をするものの、その基準が明確ではありません。電気通信事業法の関連基準をふまえれば、100万人が最低ラインと考えます。今後、電気通信事業法や関連省令等を見直す議論が行われる際は、利用者数の閾値や一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準の廃止について検討いただくことを要望します。また、対象外の事業者についても、施行規則改正案に準じた取扱いがなされるよう措置をいただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ(以下「取りまとめ」という。)2.1(3)のとおり、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいですが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があることから、取りまとめに示された考え方にに基づき、対象となる電気通信役務の基準を設けることは適切であると考えます。 また、取りまとめ2.1(3)のとおり、総務省において、閾値に満たない電気通信事業を営む者に対して、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを推奨するとともに、改正電気通信事業法施行後3年後等において、規律の見直しの検討を行うことが適当と考えます。	無
意見1-1-2 利用者の数の算定方法等について明確化が必要		
「対価としての料金の支払を要しない電気通信役務」、「対価としての料金の支払を要する電気通信役務」の区分について、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて付随的な機能としてクローズドチャット機能等の電気通信役務の提供を受けている場合、売主は	御指摘のクローズドチャット機能の電気通信役務については、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて、一方が料金の支払	無

電気通信事業者に対し出品料、掲載料等の料金の支払を要するものの買主は電気通信事業者に対し一切の料金の支払いを要しないのであれば、売主、買主共に「料金の支払を要しない電気通信役務」として扱うことでよい。 「電気通信役務の提供を受けた利用者の数」について、マッチング型プラットフォームにおいて売主としての法人が付随的な機能としてクローズドチャット機能等の電気通信役務の提供を受けている場合、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用しており、従業員ごとに個別の ID、パスワードが発行されていたとしても契約主体である法人を 1 利用者として扱うことでよい。 【アジアインターネット日本連盟】	をせずとも利用できる場合には、その提供の開始時において対価としての料金の支払いを要しない電気通信役務であると考えます。 また、このような電気通信役務の契約主体が法人であり、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用していたとしても、1 法人を 1 利用者と算定することが適当と考えます。	
1.2 検索情報電気通信役務(施行規則案第 59 条の3第4項関係)		
意見 1－2 検索情報電気通信役務に関する利用者の数の算定方法等について明確化が必要		
規則 59 条の 3 第 4 項「電気通信役務の提供を受けた者」の意義が条文上必ずしも明らかではないことから、「電気通信役務の利用者」との違いを踏まえつつ、各種の解説等において具体例を交え平易かつ明瞭な形で説明していただきたい（例えば、アカウントにログインするだけでなく特定のサービスを閲覧もしくは投稿したユーザー等、具体的にお示しいただきたい）。 【アジアインターネット日本連盟】	御指摘の「電気通信役務の利用者」の数の場合には、一定期間の累計の利用者（役務を利用せず登録等のみを行っている者も含む。）の数になり得ますが、「電気通信役務の提供を受けた利用者」の数の場合には、一定期間において実際に電気通信役務の提供を受けた累計の利用者の数（いわゆるアクティブ利用者数）となり、意味が異なります。 「電気通信役務の提供を受けた利用者」としては、例えば、取りまとめ脚注 10 のとおり、アカウントにログインするだけでなくサービスを利用（メッセージの送信、閲覧等）をした利用者が該当します。 今後、総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えます。	無
本条（総務省注：施行規則第 59 条の 2（検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務を提供する者の指定））の指定を受けて、届出電気通信事業者として、事故報告対応フローな	円滑な運用に向け、今後も引き続き、個々の事業者等との意見交換等を継続することが適	無

どの社内の体制整備を行うには数か月程度の時間を要する。そのため、指定が見込まれる事業者に対しては、指定の見込みについて早い時点でお知らせいただきたい。 また、指定に当たり、総務省としてはあらかじめ報告規則 2 条 3 項に基づき、第 3 号事業者等から役務ごとの利用者数を報告させるものと認識しているが、事業者の中には複数の役務を提供しているものもある。上記のとおり指定の見込みについてお知らせいただくにあたっては、当該事業者が提供するどの役務が対象となるのかをあらかじめ明確にいただきたい。 また、本条は報告規則 2 条 3 項と同時に施行される認識であるが、施行後初回の指定についても同項の報告を踏まえて行うこととなるのか。仮にそうである場合は、指定事業者において十分な準備時間が確保されるよう、報告から指定までの期間について配慮いただきたい。 【アジアインターネット日本連盟】	当と考えます。 また、指定の手続きについては、まず、本省令案附則第 2 条第 4 項に基づき、改正電気通信事業法施行後、1 月以内に電気通信事業報告規則案第 2 条第 3 項及び第 4 項に基づく報告をいただき、その後、電気通信事業法施行規則案第 59 条の 2（検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）による指定を行うこととなります。 なお、当該指定は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第 169 条第 2 号に基づく審議会への諮問事項であり、報告から指定までは一定の期間を要することになります。	
1.3 媒介相当電気通信役務（施行規則案第 59 条の 3 第 5 項関係）		
意見 1－3 媒介相当電気通信役務の範囲等について明確化が必要		
改正電気通信事業法第 164 条第 2 項第 5 号において新たに定められた「媒介相当電気通信役務」について、本省令案第 59 条の 3 第 5 項における以下の点の確認をお願いします。 （１）本省令案に先立ち公開された「電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取り扱いに関する WG 取りまとめ」においては、「媒介相当電気通信役務に該当する具体的な電気通信役務としては、テキスト、動画、画像又は音声による SNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等が挙げられる」と記載されています（同「取りまとめ」注 16）。一方、本省令案によれば、媒介相当電気通信役務に該当する電気通信事業役務は「主として不特定の利用者間の交流を目的」とするサービスに限定されています。したがって、外形上は同「とりまとめ」において列挙されているサービス（例えば、いわゆる動画共有プラットフォームやブログプラットフォーム）に該当するものであっても、利用者間の交流をサービス利用の必要条件として伴わない情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受を主な目的とするサービスなど、「主として不特定の利用者間の交流を目的」としていないサービスについては、媒介相当電気通信役務に該当しないと考えていますが、この理解でよいか、念のために確認をお願いします。 （２）改正電気通信事業法第 164 条第 1 項第 3 号においては、電気通信事業法の規定が（同	（１）について、一般に、不特定の利用者間において「情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受」を行い、コメント等を行うことができる電気通信役務は、主として不特定の利用者間の交流を目的とする電気通信役務であると考えられ、その例示として、取りまとめでは、「テキスト、動画、画像又は音声による SNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等」が挙げられています。 （２）について、御指摘の電気通信事業ガバナンス検討会の報告書においては、他人間の通信（特に他人間の通話・コミュニケーション）を実質的に媒介する電気通信役務等に限って、事業法第 164 条第 1 項第 3 号に掲げる	無

条３項により適用される規定を除き）適用されない電気通信事業から除外されるものについて、次の規定を置いています。 「ロ及びハ（注：「媒介相当電気通信役務」を指す）に掲げる電気通信役務にあっては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）を除く」 すなわち、電気通信事業法の適用を受ける「媒介相当電気通信役務」については、総務大臣が個別に指定することになるところ、この指定に際しては、上記（１）を念頭に、対象となるサービスの一般的なカテゴリーにより画一的、一方的に判断するのではなく、「必要最小限の規律とすることが適当」との電気通信事業ガバナンス検討会報告書の趣旨を踏まえ、該当しうる各サービスの主な目的を具体的な個別のサービスに即して適切に判断し、また、対象となる事業者に対して情報提供及び意見表明の機会を与えるなど、適正な手続に従って行われるものと理解しています。この理解でよいか、念のために確認をお願いします。 【グーグル合同会社】	電気通信事業を営む者についても事業法の規律の対象とすることが適当であるとする観点から、「必要最低限の規律とすることが適当」とされたものと認識しています。総務省において、今後も引き続き、媒介相当電気通信役務を提供し得る者とコミュニケーションを取りながら、事業法の適切な運用を行うことが適当と考えます。	
1.4 特定利用者情報・利用者の範囲（施行規則案第2条の2、第22条の2の21 関係）		
意見１－４ 特定利用者情報の範囲等について明確化が必要		
電気通信事業法は、特定利用者情報を電気通信事業者がその電気通信役務の提供に関連して収集された情報のうち、特定の利用者を識別できる情報と定義している（本省令案22条の2の21）。特定利用者情報の意味について規制の確実性を十分に確保するため、「電気通信役務の提供に関連して収集される」という用語の範囲を限定的かつ明確にすることを提言する。特に、当該用語は、故意に収集されたデータのみを指すべきであり、偶発的に収集された、又は容易にアクセス可能ではない個人データを含むべきではない。 【在日米国商工会議所】	事業法第27条の5では、特定利用者情報を総務省令で定める電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であって、同条第1号及び第2号に掲げるものとしており、御指摘のような「電気通信役務の提供に関連して収集された情報」とは規定していません。利用者利益の保護の観点から、自発的又は偶発的に取得するかを問わず、特定利用者情報として適正な取扱いの対象とすることが適当と考えます。	無
特定利用者情報のうち、登録をする者を識別できる情報は、電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与されているものを識別することができる情報で、データベースに含まれるものが対象と理解しています。事業者内の他のデータベースと容易に照合することで、識別できる場合は本規範の対象外との理解でよいでしょうか。なお、事業者の理解と対応準備に向け、特定利用者情報の該当性判断に迷いそうな具体的な事例をガイドライン等	個人情報の保護に関する法律の規律や利用者利益の保護の観点を踏まえ、「利用者を識別することができる情報」（事業法第27条の5第2号）には、他の情報と容易に照合することができ、それにより利用者を識別することが	無

で、複数明示いただくことを要望します。(例：データベース化されていても検索できない加工がされている場合、等) (意見の意図) 規律対象となる特定利用者情報については、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号。以下「改正法」という。)第二条第七号イの利用者の定義で、契約締結者に準じる者が追加され、今回の電気通信事業法施行規則改正案(以下「施行規則改正案」という。)第二条の二で、その者は電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与された者とされ、その登録をする者を識別できる情報のうち、施行規則改正案第二十二條の二の二十一にあるようにデータベース等を構成し検索することができるように体系的に構成した情報のみが、その範囲に含まれることとなったと理解しています。当該情報の定義においては、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループでの説明において、個人情報保護法の個人情報データベース等の定義を参考にしているとの説明がありました。一方、個人情報保護法では、個人情報の定義において、第二条一項の後段で、(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)としているため、その差異を明確に理解したい趣旨です。 【ソフトバンク株式会社】	できることとなるものを含むものとするのが適当と考えます。事業者内の他のデータベースと容易に照合することができ、それにより利用者を識別することができる情報についても、「利用者を識別することができる情報」(事業法第27条の5第2号)に該当し、「特定利用者情報」に該当し得るものと考えます。 今後、総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えます。	
「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から、「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づかないで作成される識別符号が除かれているが、その趣旨・理由を法目的の観点から明らかにされたい。この除外に該当する例として、(1)ユーザ登録に何ら本人確認情報を要しないで任意のユーザIDでログインアカウントを作成できる電気通信役務、(2)ユーザ登録に何らの情報入力を要せず、認証連携サービスを用いてFacebookやTwitter等の他のサービスでのログインから連携してログインする方式の電気通信役務、などが考えられるが、これらはこの規定により、「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から除外されるのか明らかにされたい。 【個人】	「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づくものとしたのは、電気通信役務の提供を受ける登録を行うに当たり、一般的に、これらの情報が提供されているためです。 御指摘の(1)のような電気通信役務について承知しておりますが、未だこのようなサービスが一般的とまでは言えないこと、利用者が制約なくID等を変えることができること等を踏まえた規定としています。また、(2)のような電気通信役務については、通常、連携先から「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」が提供されているものと承知しており、提供される場合には「電気通信役務を継続的に利用するための	無

	識別符号」が当該電気通信役務の利用者に付与されたと考えられます。	
22 条の 2 の 21 に、「特定の利用者を識別することができる情報を……検索することができるように」（1 号、2 号とも）とあるが、この文の構造は、「『特定の利用者を識別することができる情報』を……検索することができるように」ではなく、「特定の『利用者を識別することができる情報』を……検索することができるように」となっていると理解したが、この理解でよいか、確認したい。 【個人】	ご理解のとおりです。	無

2. 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係

○ 意見募集期間:令和4年9月 27 日(火)～同年 10 月 26 日(水)

○ 再意見募集期間:令和4年 10 月 29 日(土)～同年 11 月 11 日(金)

○ 意見提出数:5件

○ 再意見提出数:2件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	KDDI 株式会社
5	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
受付順	再意見提出者
1	KDDI 株式会社
2	ソフトバンク株式会社

※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 の改正規定に限る。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正案（様式第 21 の改正規定に限る。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 1 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件（平成 13 年総務省告示第 242 号）を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部を改正する告示案
- ・ 附則

1. 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係			
意見	再意見	考え方	案の修正の有無
1.1 総論			
意見 1-1-1 経済的複製可能性、単県 P O I の設置状況等の状況変化を踏まえ、I P o E 接続に係る県間通信用設備をあらためて第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたい I P 網への移行後の音声接続に関しては、全事業者が双務的関係になること等を踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（ビルアンドキープ方式の導入等）について検討すべき	再意見 1-1-1 （I P o E 接続に係る設備関係） 現時点での除外は不適當（2 者） 今後も不可避性の変化が明確に認められない限りは、規制の対象とすべき（1 者） 単県 P O I の設置が拡大した場合も、経済的な観点も含めた不可避性の解消について確認・検証していく必要（1 者） （I P 音声接続に係る設備関係） 規制の対象とすることに賛同するが、事業者間の公平性確保、規制・運用コストの抑制について別途議論してもよい（1 者） ビルアンドキープ方式については、最終答申の整理から状況の変化はなく、議論を始めることは時期尚早。特に、モバイル事業者を対象とすることは、明らかに適切性を欠き、到底許容できない（1 者）		
一種指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備（ボトルネック設備）に対して課せられる設備規制であって、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」（他の手段を選択可能か（自前構築、他社調達等））の観点から規制適用の可否について検討が行われてきたものと	今般の省令・告示改正により第一種指定設備に整理された県間設備のうち、IPoE 接続に係る設備について対象から除外することを要望されたものと理解しております。令和 3 年 9 月にとりまとめられた「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申では、IPoE 接続について、単県 P O I の増設を	県間通信用設備に関する規律の見直しについては、経済的複製可能性や N T T 東日本・西日本による単県 P O I の増設状況等も踏まえつつ、「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ I P 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申」（令和 3 年 9 月 1 日情報通信審議会答申。以下「最終答申」と	無

考えます。 今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることとなりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと考えます。 ① これまでも接続料の算定等に関する研究会や接続政策委員会において申し上げてきたように、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)と考えられること。 ② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全国 P0I・ブロック P0I に加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続事業者自らが構築・調達した県間設備を利用して接続する単県 P0I の開設を進めており、今後も順次拡大予定であること。 特に単県 P0I については、下表のとおり、IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と整理する方針が示された「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(2021 年 9 月)以降においても、その設置エリア数、設置 P0I 数は大きく拡大しており、今後はこれらの単県 P0I を利用した当社の県間設備を用いない接続形態が主流となって	行うのみで、県間通信用設備の不可避性が解消されるものではないと考えることが適当であることが示されており、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められない限りは、引き続き指定設備とすべきと考えます。 また、IP 音声接続に係る設備については、加入者回線の利用に当たり NTT 東西の県間設備を不可避的に利用しなければならないこと等を踏まえ、第一種指定電気通信設備に指定されることについて賛同いたします。なお、必要に応じて事業者間の公平性確保、規制・運用コストを図ることについて別途議論してもよいと考えます。 【KDDI 株式会社】 県間通信用設備について、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当とする KDDI 株式会社殿の意見、及び県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するとするソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同します。 なお、接続事業者は東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)以外の他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)という NTT 東西殿の意見につ	いう。)に記載のとおり「効率的なネットワークを前提に、東日本エリア又は西日本エリア全域へのサービス提供を行うために接続が行われている実態が継続しているかという点や、接続事業者間や NTT 東日本・西日本と他の県間接続を提供する事業者間での競争の状況、接続事業者による円滑な接続が実現されているかという点等を踏まえ、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」と考えます。 IP 網への移行後における音声接続料の在り方については、最終答申において整理された考え方・考察等を踏まえながら、今後、御指摘の観点も含めて検討していくことが適当と考えます。
---	---	--

いくものと考えます。 （意見中の図表については、本資料別図に掲載。） また、IP 網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の 2 か所の P0I ビルで 2 社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方式」の導入等）についてご検討をいただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	いては、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（2021 年 9 月。以下、「最終答申」という。）において、 ① NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに IPoE 接続を行う接続事業者がない点や、 ② 特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネットワークの実態 等が指摘されており、NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられると整理されています。現時点ではこれらの課題が解消しておらず、県間通信用設備を一種指定設備規制から除外することは不適切であると考えます。 また、今後 NTT 東西殿による単県 P0I の設置が拡大した場合においても、各事業者で特定県域向けに個別の開発および費用が発生する事を踏まえると、経済的な観点から引き続き NTT 東西殿の県間通信用設備を用いることが不可避となることも想定されるため、これらの課題が今後どのように解消されていく場合でも、引き続き委員会等で確認、検証していく必要があると考えます。 ビル&キープ方式の導入については、最終答申において、以下の通り、まずは事業者間協議を進めていく必要があると既に整理されており、答申が整理された当時から現在ま		
---	--	--	--

	で状況に変化がないことを踏まえると、現時点において公的な場で新たに検討を始めることは時期尚早であると考えます。 特に、委員からのご指摘がありました通り、固定電話と携帯電話では設備構成およびネットワークコストが異なり、かつ、現状、指定事業者は接続約款に基づきコストに適正利潤を加えたものとして接続料算定を行っていること等から、接続料規制としてモバイルを含めた全事業者、またはモバイル事業者相互間にビル&キープ方式を導入することについては明らかに適切性を欠くため、到底許容できません。 (最終答申) ビル&キープ方式の導入について、 ① 事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要である ② 事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定されるためこのような点を踏まえて協議を行う必要がある ③ ビル&キープ方式を希望する事業者	
--	--	--

	は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体的な料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要である 【ソフトバンク株式会社】		
意見 1－1－2 県間通信用設備の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象への追加に賛同 集合住宅市場における競争環境の充実について今後必要に応じて継続議論を希望	再意見 1－1－2		
今回の県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するものと賛同致します。 競争ルールの検証に関する WG では引き続き、引込線転用についてもまずは戸建先行の範囲で議論が進む等、競争環境改善に向けて取り組んで頂いております。集合住宅市場においても同様に競争環境の充実は重要であり、今後必要に応じて継続議論がされるよう希望致します。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	(再意見 1－1－1 と同じ) 【ソフトバンク株式会社】	今後の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の運用・見直しについては、御指摘の観点も含めて、今後、有識者や関係事業者の意見も聞きながら検討を進めていくことが適当と考えます。	無
1.2 加入者回線の占有率の算定方法(施行規則案第 23 条の2第2項関係)			
意見 1－2 加入者回線の占有率の算定	再意見 1－2		

方法に係る規定整備について賛同			
加入者回線の占有率を算定する単位指定区域について、都道府県単位から各事業者の業務区域単位へ改正されたことを踏まえると、想定される潜脱を未然に防止し、適切な算定を行えるよう規定整備することは適当と考えます。また、シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法について、現行と同様に分岐端末回線を数える方式とすることを明確化することは、制度運用上必要不可欠であることから、本改正案に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	—	賛同の御意見として承ります。	無
1.3 県間通信用設備の第一種指定電気通信設備への追加(施行規則案第 23 条の2第4項等関係)			
意見 1－3－1 IPoE接続に係る県間通信用設備を新たに、第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象に追加することについて賛同 本改正が速やかに施行されることを要望	再意見 1－3－1 本改正が速やかに実施されることが望ましいという点に賛同		
『IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～』最終答申の考え方にて、IP 音声接続、IPoE接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると整理されたことを踏まえ、施行規則改正案第二十三条の二第四項第一号において、第一種指定中継系交換等設備に関し、単位指定区域外の通信を	本改正が速やかに実施されることが望ましいという点について、同じ考えです。 【KDDI株式会社】	本年 11 月 7 日「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、これにより、改正電気通信事業法の施行日に施行する本省令の施行日についても確定し、令和 5 年 6 月 16 日となりました。 本省令の施行に向けて、NTT 東日本・西日本においては、改正電気通信事業法の趣旨や、本意見のような接続事業者の意見も踏まえつつ、接続約款の変更申請等について、遅滞なく適切に実施いただくことが適当と考えます。	無

行うものについても指定可能とし、同条同項第二号に県間通信に係る伝送路設備を新たに追加することについて賛同します。 なお、具体的な施行日については今後の諸手続きを経て確定していく認識ですが、上記の通り当該設備の第一種指定設備化の妥当性については既に最終答申にて整理されていること、また、接続事業者において接続料金の予見性を確保し事業計画に反映させる必要があることを踏まえ、本改正が可及的速やかに施行されることを要望します。 【ソフトバンク株式会社】			
意見 1－3－2 今般の第一種指定電気通信設備制度の整備について賛同	再意見 1－3－2		
I P 網への移行に伴い、ネットワーク構成や接続の実態が都道府県単位ではなくなっていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。 また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当と考えられるため、本改正案に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	(再意見 1－1－1 と同じ) 【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無

(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社提出意見の図表)

■単県 POI 拡大状況(2022 年 9 月末時点:東西計)

(カッコ内は 2021 年 9 月時点からの増減)

	設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定
集約	2	9	33	なし
ブロック	8	5	93	なし
単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定